

1 2. 獣疫予防

(1) 犬の飼育・管理及び猫の引き取り

ア 狂犬病予防

狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数は21,985頭、予防注射実施頭数は12,898頭であり、今後とも未登録犬等の飼育者に対する指導徹底が課題である。また、犬の保護、引き取り犬収容業務は、中央、中村小動物管理センターを中心に実施され、保護頭数81頭、引き取り犬頭数2頭、処置頭数5頭であった。また、犬に関する相談件数は541件であった。

○犬の登録、保護、処置の状況

項目	年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
登録頭数		26,530	26,027	25,280	24,846	24,274	23,616	21,985
予防注射頭数		16,104	15,620	15,014	14,564	14,025	13,535	12,898
保護頭数		177	181	159	110	104	89	81
引き取り犬頭数		4	7	7	6	4	1	2
処置頭数		31	9	7	3	8	3	5
薬殺回数（薬殺頭数）		0	0	0	0	0	0	0
相談件数		1,259	862	884	841	733	791	541

イ 咬傷犬の届出件数等

咬傷事故の防止のため野犬等の保護、引き取り犬の収集と正しい犬の飼い方の指導を行っているところであるが、咬傷件数は17件、告発件数は0件であった。

○咬傷犬の届出、処置状況

年度	項目	咬傷犬の届出件数	内 訳		措置命令件数	内 訳			告発件数
			保健所届出件数	警察署経由件数		咬傷犬	けい留規定違反	所有者遵守事項違反	
H30		8	8	0	0	0	0	0	0
R元		10	10	0	0	0	0	0	0
R2		11	11	0	0	0	0	0	0
R3		17	17	0	0	0	0	0	0
R4		20	19	1	0	0	0	0	0
R5		17	16	1	0	0	0	0	0
R6		17	17	0	0	0	0	0	0

ウ 引き取り猫の返還・譲渡・処置頭数

平成26年度に中央・中村小動物管理センターに猫の飼養施設を設置し譲渡を開始した。

年度	返還頭数	譲渡頭数	処分頭数
30	0	53	381
R元	0	85	360
R2	0	62	399
R3	1	49	200
R4	7	24	186
R5	1	30	189
R6	2	13	73

エ 引き取り犬、引き取り猫頭数（有料）

年度	子犬	親犬	子猫	親猫	備考
30	0	4	0	0	
R元	0	7	0	0	
R2	0	7	0	0	
R3	1	5	0	0	
R4	0	4	0	0	
R5	0	1	0	0	
R6	0	2	0	0	

(2) 食肉衛生

ア と畜検査頭数

と畜検査頭数の合計は102,711頭（対前年比101.1%）、牛は353頭（対前年比97.5%）、馬は0頭、豚は102,358頭（対前年比101.1%）となっている。

○畜種別と畜検査頭数

畜種別 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
牛	838	797	712	362	353
とく（子牛）	0	0	0	0	0
馬	0	0	3	0	0
豚	101,405	102,746	102,563	101,255	102,358
めん羊・山羊	1	0	0	0	0
合計	102,244	103,543	103,278	101,617	102,711

イ と畜場別検査頭数

四万十市営食肉センターで102,711頭の検査を実施した。

（令和6年度）

と畜場名 \ 畜種	牛	とく（子牛）	馬	豚	めん羊・山羊	合計
四万十市営食肉センター	353	0	0	102,358	0	102,711

ウ と畜検査における疾病別全部廃棄状況

全部廃棄処分は豚58頭であり、廃棄原因疾病名は、豚丹毒16頭、サルモネラ病2頭、膿毒症3頭、敗血症25頭、腫瘍1頭、変性又は萎縮11頭である。また、牛はと殺禁止処分が0頭、全部廃棄処分は0頭である。

エ 切迫と殺件数

食肉衛生検査所の衛生指導により平成3年以降は0件である。

（ア）年度別切迫と殺件数

畜種別 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
牛					
馬					
豚					
めん羊・山羊					
合計	0	0	0	0	0

（イ）年度別切迫と殺件数（原因別）

種類 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
不慮の災害により負傷					
不慮の災害により救うことのできない状態					
難産					
産じょく麻痺					
急性鼓張症					
合計	0	0	0	0	0

(3) 食鳥検査

ア 許可施設数

食鳥処理事業の許可及び衛生指導を実施。県所管区域内に法定許可施設（年間処理羽数30万羽以上）は無く、認定小規模食鳥処理施設は12施設。

(令和6年度)

食鳥処理事業 許可施設数	高知県食肉衛生検査所					合計
	安芸	中央東	中央西	須崎	幡多	
法定	0	0	0	0	0	0
認定	3	3	2	1	3	12
合計	3	3	2	1	3	12

イ 認定小規模食鳥処理場の処理状況

12施設における処理羽数は、ブロイラー、成鶏等で31,298羽であった。

(令和6年度)

食鳥処理した羽数	基準に適合した羽数	基準に適合 しなかった羽数	内 訳	
			全部廃棄	一部廃棄
31,298	30,960	338	337	1

(4) 化製場等関係施設数

県内の魚介類、鳥類の処理施設は6施設である。指定地域内で一定数以上の動物を飼育する場合は許可が必要であるが、その許可施設数は1である。

○化製場等施設及び動物の飼養施設の状況

(令和6年度末)

保健所名	死亡獣畜 取扱場	化製場	魚介類・ 鳥類の処 理・貯蔵 施設 (第8条)	動物の飼養又は収容						
				牛	馬	豚	鶏	山羊	犬	計
安 芸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中 央 東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中 央 西	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
須 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幡 多	0	0	6	1	0	0	0	0	0	1
合 計	0	0	6	1	0	0	0	0	0	1